



用宗漁港と富士山



第553号

検察庁と再犯防止・社会復帰支援



静岡県検察庁検事正 山田 英夫

皆様方には、平素から、静岡県における更生保護活動にご尽力いただいております。心から敬意を表しますとともに深く感謝申し上げます。

私は、令和五年七月に静岡地方検察庁検事正を拝命しましたが、日本初の更生保護施設が設立されたこの静岡県で、皆様方と手を携えながら罪を犯した者の再犯防止と改善更生を図り、治安を守る職務に従事できることを光榮に思っています。

私が任官した平成五年当時、検察の現場では、再犯防止や社会復帰支援の重要性は認識されていたものの、検察庁として組織的に対応するという発想はなく、再犯防止等は、個々の検察官が個別に配慮するだけであつたという記憶です。

その後、犯罪情勢が悪化する中、刑事司法は、有罪宣告で終わるのではなく、犯罪者について、社会復帰のための処遇を行って再犯を防止し、治安の維持を図ることも、その重要な役割であると改めて認識されるようになりました。

検察庁でも、犯罪被害者等の保護等とともに、再犯防止や社会復帰支援に関する意識も高まり、平成二十三年九月、検察職員の基本的な心構えを示す「検察の理念」策定の際、「関係機関とも連携し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する。」（第八項）と明記し、組織的に再犯防止等に取り組むようになりました。

静岡地方検察庁でも、平成二十五年から再犯防止調整の担当者を配置して社会復帰支援を開始し、平成二十七年からは社会福祉アドバイザーとして社会福祉士を配置し、現在まで数多くの支援等を行ってきました。以前に比べ、新聞の紙面等で「再犯防止」の文字を目にする機会も増えましたが、更生保護は、安全・安心な地域社会を構築する上で不可欠な取組であり、今後、県民への更なる理解が進むことが望まれます。

私どもとしても、皆様方とともに、再犯防止及び社会復帰支援のためできる限りのことをしていきたいと思っており、引き続きのご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和6年度 静岡保護観察所業務重点事項 ～ つながりを広く、太く、しなやかに ～



令和6年度、静岡保護観察所においては、「更生保護行政における組織理念」を基礎に、職員が力を合わせ、県内の更生保護関係者、地方公共団体を始めとする関係機関・団体との連携強化に努め、以下の重点事項に取り組む。

1 更生保護の地域展開

(1) 息の長い社会復帰支援の促進

生活環境の調整から釈放後の保護観察・更生緊急保護、刑執行終了者等に対する援助、更生保護に関する地域援助等を通じ、地域における確実な社会復帰までの継続的な指導・支援を効果的に推進する。また、関係機関との連携強化や地域支援ネットワークの構築に取り組む。

(2) 地方公共団体と一層連携した再犯防止の取組の推進

地方公共団体との一層の連携を図り、刑務所出所者等に対して息の長い支援を確保するための体制を構築する。

2 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会を踏まえた取組の実施

地域の実情を踏まえて各地区保護司会の取組を支援するとともに、地方公共団体・関係機関と連携して適任者確保に取り組む。保護司のやりがいや更生保護の魅力の発信に努める。

3 犯罪被害者等の思いに応える更生保護の取組の推進

改正更生保護法に基づき、被害者等の心情等を十分に考慮した上で、感謝の措置を含めた被害者等への誠実な対応を保護観察対象者に指導する。被害者等に対する理解を更に深めるための職員研修を実施する。

4 アセスメントを活用した社会内処遇の着実な推進

(1) アセスメントに基づく保護観察の実施

保護観察において、CFP（Case Formulation in Probation/Parole）の積極的な活用によるアセスメントに基づく処遇を推進する。

(2) 社会復帰促進アセスメント及び自殺対策チェックリストを活用した医療観察の実施

医療観察において、社会復帰促進アセスメント及び自殺対策チェックリストを活用した処遇を推進するとともに、既存の制度・枠組への参入・活用も含め、引き続き県内関係機関との連携を強化する。

5 新たな業務実施体制の整備

改正更生保護法を踏まえた新たな業務実施体制として、地区担当官による地域まるごと担当、ユニットによるチーム処遇等の効果的な運用を推進する。

6 デジタル化の推進

保護司及び保護司会の活動環境の整備の一環として、保護司専用ホームページ“H@”（はあと）の活用を推進する。オンラインの適切な活用とともに、情報の適正な取扱いに努める。



デジタル化に関して

企画調整課デジタル化担当

更生保護の諸活動を推進するために行われている、全国や静岡独自のデジタル化に関する取組を御紹介いたします。

保護司専用ホームページ“H@”

令和三年度から運用が始まったH@は、静岡県内の保護司人員に占めるH@使用者の割合が三十九%（本年四月一日現在）となりました。最も登録率の高い地区は藤枝地区で、六十三%となっております。

また、報告書の作成及び提出に当たっては、H@を利用することが個人情報保護の観点及びサイバーセキュリティの観点から最適であることを踏まえ、令和七年度（二〇二五年四月）以降、手書きかH@かのいずれかによることとなりました。H@を利用することなく、端末を用いて報告書を作成することができます。そのため、登録がまだの方は、ぜひ本年度中にH@への登録を御検討ください。

メールを使ったやりとりについて

昨年度から、各地区保護司会にアンケートを行い、希望のあった地区には、保護観察所から送付している文書の一部をメールで送信しています。また、実費弁償金の請求書類等、保護司会からの文書もメールで受け

付けています。書類の特性上、全ての書類をメールで送信はしていませんが、データでの送付が適切なものについては、メールでの送信を検討していきます。

タブレット端末の配付

タブレット端末については、令和三年度から法務省保護局が購入し、県保護司会連合会を経由して各地区保護司会へ配備を進めていたところですが、この度全保護司会へ配付が完了しました。

静岡県更生保護協会のホームページについて

昨年、静岡県更生保護協会が、静岡県内の更生保護に関する広報や寄附活動に利用できるように、新たにホームページを開設しました。検索エンジンにて「静岡県更生保護協会」と入力するか、以下の二次元バーコードからぜひ御覧ください。



今年度も引き続き保護観察所と連合会で連携し、デジタル化に関する説明会や会議の実施を検討しています。各地区の皆様におかれましては、引き続き、更生保護事業のデジタル化について、御理解・御協力をお願いいたします。また、御不明な点がございましたら、企画調整課デジタル化担当まで御連絡ください。

令和 6 年度 職員担当表

		担当官	担当地区等	その他の業務		
所長		石井法子				
企画調整課	054(253) 本庁	企画調整課長 池野英樹	被害者担当官	文書管理者 広報、地域援助、再犯防止		
		庶務係長 笠原修猛	被害者担当官	文書管理担当者		
		庶務係事務官(処遇部門兼務) 井村未来		保護司選考会、表彰、社明(副)、保護司会(副)、デジタル化担当、就労支援等		
		庶務係事務官 藤巻裕太郎		デジタル化担当		
		会計係長 大岩ユウ		文書管理担当者		
		会計係事務官 善本志帆				
		主任保護観察官 石田修彦	被害者担当官	更生保護大会、更生保護法人(協会)、更生保護女性会、保護司研修(新任、一次・二次)、保護司会(副)、社明(副)		
		振興班事務官 多田唯人		社明、保護司会、BBS会、更生保護大会(副)、更生保護女性会(副)、機関誌編集協力、保護司研修(新任、一次、二次)、文書管理担当者、デジタル化担当		
		首席保護観察官 近藤大介		文書管理者、更生保護施設統括、自立準備ホーム統括、再犯防止 社会復帰対策(班長)、更生緊急保護、特別調整、地域援助統括		
		統括保護観察官(薬物) 瀬川明子	静岡市駿河(スルガダルクのみ) 榛原	薬物統括、CFP 総括、しょく罪、社会貢献活動 少年処遇管理官、地域援助		
		統括保護観察官 石原久司	島田	事件統括、就労支援統括、保護司研修(定例、一次・二次、特別) 更生緊急保護、恩赦統括、地域援助		
		保護観察官 磯崎輝明	静岡市葵	社会復帰対策、交通短期・更生指導(主)、事件・統計(主) (専修科)		
		保護観察官 井手口梨恵子	勸善会、静岡市駿河	社会復帰対策、就労支援、自立準備ホーム、特別調整		
		保護観察官 古田崇寿佳	静岡市清水(北)	社会復帰対策、恩赦、事件・統計(副) 保護司研修(定例、一次・二次、特別)		
		保護観察官 森山はるか	少年の家、藤枝	社会復帰対策、就労支援、特別調整		
		保護観察官 石井菜々子	静岡市清水(南) 焼津	社会復帰対策、薬物処遇、交通短期・更生指導(副) 文書管理担当者 (中等科)		
		社会復帰調整官室	055(931) 2037	統括社会復帰調整官 小野田卓章	心神喪失者等医療観察	文書管理者、社会復帰対策
				上席社会復帰調整官 水野直武	心神喪失者等医療観察	文書管理担当者、社会復帰対策
社会復帰調整官 栗田俊之	心神喪失者等医療観察			社会復帰対策		
社会復帰調整官 松木晶子	心神喪失者等医療観察					
社会復帰調整官 島田里美	心神喪失者等医療観察			(R6.5.1 採用予定)		
沼津駐在官事務所	055(931) 2037	統括保護観察官 野沢暁生	沼津(北)	就労支援統括、更生緊急保護統括、社会貢献活動 統括、薬物処遇(主)、地域援助担当		
		主任保護観察官 藤山信彦	沼津(南)、熱海	文書管理担当者、新任保護観察官指導官		
		保護観察官 鈴木まほろ	富士(西)、伊東、北駿	家族会(主)、交通短期・更生指導(主)		
		保護観察官 本多香樹	三島、下田	家族会、交通短期・更生指導		
		保護観察官 月成雅奈	富士宮、伊豆中央	少年調査記録取扱者、電算		
		保護観察官 小沢静香	富士(東)、西豆	交通短期・更生指導 (専修科)		
浜松駐在官事務所	053(456) 7525	統括保護観察官 寺島アツシ	南磐田	就労支援統括、更生緊急保護統括、社会貢献活動 統括、電算、地域援助担当		
		主任保護観察官 奥田るみ	浜松市浜名(浜北、湖北) 掛川市、湖西	家族会(主)		
		保護観察官 吉本奈央	浜松市中央(中)	交通短期・更生指導、文書管理担当者		
		保護観察官 岩木賢一	浜松市中央(東) 東小笠	薬物処遇(主)、家族会		
		保護観察官 和田美祈	浜松市中央(南、西) 浜松市天竜	交通短期・更生指導(主)、少年調査記録取扱者		

* 薬物処遇、更生緊急保護、地域援助、社会貢献活動は、本庁処遇部門・駐在官事務所の全保護観察官が担当

令和6年度 定期駐在実施予定

保護区	駐在場所	電話	令和6年									令和7年		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
下田	下田市民文化会館	0558(23)5151						27				21		
西豆	松崎町農村環境改善センター	0558(42)1441	(随時)											
三島	三島市社会福祉会館	055(972)3221		22		24		25		13			19	
伊豆中央	伊豆の国市市民交流センター 大仁くぬぎ会館	0558(76)3601			21			20			13		21	
伊東	更生保護サポートセンター伊東	連絡は会長へ			27				24					
熱海	熱海市総合福祉センター	0557(86)6323			26				23				19	
北駿	御殿場市駅前サービスセンター	0550(83)8280		20			6			18			17	
富士	富士地区更生保護サポート センター	0545(64)0015		16		18			17	21				
富士宮	富士宮総合福祉会館1階 第一・第二相談室	0544(22)0294		16		18		19		21		16		
静岡市 清水	はーとびあ清水・3F 中会議室 又は 4F 機能訓練室	054(366)3932		15	12	10		11	9	13	11		12	12
焼津	焼津市役所(本館)2階 相談室(201)	054(631)5530		29		31		25		27		29		
藤枝	藤枝地区更生保護サポート センター	054(631)6313		8		10		11			11		12	
島田	島田市役所 102 ミーティング ルーム	0547(36)7158			28			27			27		28	
榛原	静波コミュニティー 防災センター	0548(22)1140		15			21			20			19	
東小笠	菊川市総合保健福祉センター 相談室3	0537(37)1123						27						
	御前崎市役所 西館 相談室4	0537(85)1121			28							31		
掛川市	掛川市役所	0537(21)1140		17		26						17		
	掛川市大東支所	0537(72)1116			14									
	掛川市大須賀支所	0537(48)1000							17					
南磐田	森町保健福祉センター 多目的研修室	0538(85)5769			11									
	i プラザ 2階 研修室	0538(37)4814				31								
	袋井市役所 3階 304 会議室	0538(44)3121			12									
	豊田福祉センター 2階 第2 相談室	0538(36)8195												
浜松市 浜名	浜松市ふれあい交流センター 浜北	053(587)4830	(随時)											
	浜松市みをつくし文化センター	053(523)3116							8					
浜松市 天竜	二俣協働センター	053(926)1244							未定					
湖西	湖西市健康福祉センター 3階特別会議室	053(576)4873			18								18	
	湖西市新居地域センター 3階会議室	053(594)8118							15					

保護司の声を聴く — Part7 —

第五四七号から、「保護司の声を聴く」の連載を始めました。この企画では、各地区の保護司さんに様々な質問に答えていただいています。また、質問の一部は、前号の保護司さんからの質問となっており、リレー形式で質問と回答が続いています。県内で活動する保護司さんの多様な経験や取組を是非お楽しみください。



北駿地区保護司会 小林 武治
保護司歴 約七年

質問

- ① これまでの保護司活動で印象に残っていることは何ですか。
- ② 今後の保護司活動で、やってみたい、または力を入れたい取組は何ですか。
- ③ (熱海から北駿) 各部活動にどんな工夫を払っているか。
(浜松市西区から浜松市中央区南支部) 高齢の再犯者へ面接する場合、保護司としてどんな態度で接すればよいでしょうか。
- ④ 他の保護司に聞いてみたいことは何ですか。



浜松市中央区南支部保護司会 伊藤 哲朗
保護司歴 約十七年

- ① 対象者の再犯に初めて遭遇したケースです。対象者は過去に窃盗を繰り返し、逮捕、保護観察の経歴がありました。担当当初から信頼関係構築と再犯リスク軽減を目標にして、就労での人間関係の不满等の傾聴と助言、再犯に対する意識の確認、金銭管理の指導と助言等を面接で行ってきました。しかし突然、再犯に及んだと知らされ、複雑な気持ちを抱いたことを覚えています。以来、対象者と会うことはなく、私との関係は終わりました。なぜなのか、何がそうさせたのか、推測は可能ですが真実はわからないままです。
 - ② 私の場合、保護司の年数経過と共に守備範囲がどんどん広がってしまいます。今後もその傾向は予想されます。その状況に対応するためには、多様な体験に対し取捨選択せずに関わって経験に醸成させ、社会貢献していくことが大切だと思っています。
 - ③ 当保護司会は七つの部会で構成され、それぞれが、その目的に応じた活動を展開しています。準定例研修会の担当に部会が割り振られ、各部会は、研修内容の充実を目指し、工夫を凝らして研修の企画運営をしています。
 - ④ 新任保護司と先輩保護司の知識の共有の場づくりで工夫していることを教えてください。
- (④の質問については、次回、沼津地区が回答)

- ① 十数年前のことですが、担当になって間もない二十代の対象者が県中部で貴金属店強盗を犯行。翌日新聞で実名報道されたため、直ぐに観察所に報告しました。本人は浜松にも全く地縁もなく、流れ者のような生活環境でした。
 - ② 警察や地域の各種団体と連携し、地域に密着した防犯活動を推進したいと思います。
 - ③ 昭和の時代のような家族環境と地域社会が崩壊し、今後ますます高齢者は地域で存在感が薄れていくでしょう。高齢対象者と接する際には、その人が歩んできた人生を肯定的に評価し、今後も本人が家庭や地域で存在意義を見出せるように接したいと思います。
 - ④ 地域社会には、自治会、社会福祉協議会、交通安全協会、防犯協会、民生委員、学校運営協議会等様々な団体がありますが、保護司会の活動と存在は他団体と比べると認知度が低いと思います。こうした現状を打開するには、みなさんの地域においてどのような活動をしているのでしょうか。
- (④の質問については、次回、浜松市浜名区湖北支部が回答)

保護区等の変更のお知らせ

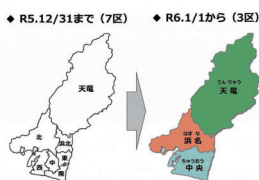
一、大仁地区保護司会の名称変更について(新・伊豆中央地区保護司会)

令和六年四月一日から、大仁地区保護司会が伊豆中央地区保護司会へ名称が変更されました。

また、変更の経緯について概略を紹介します。大仁保護区の区域は、伊豆市及び伊豆の国市の二市で構成されています。両市の誕生を遡ると、伊豆市は平成十六年に修繕寺町など四町が合併し伊豆市となり、伊豆の国市は平成十七年に大仁町など三町が合併して伊豆の国市が誕生しました。大仁町という地名がなくなってから二十年が経過しているところ、令和五年には地元警察署の名称が大仁警察署から伊豆中央警察署へ名称変更され、「大仁地区保護司会」の名称は、地域や時代にそぐわないことから、警察署名に合わせた名称で、新たに「伊豆中央地区保護司会」が誕生しました。

二、浜松市保護区等の変更について
令和六年一月一日に浜松市(天竜区を除く)で行政区再編が行われました。行政区再編に伴い、別紙のとおり保護区区域が変更され、新たに浜松市中央区保護司会及び浜松市浜名区保護司会が誕生しました。

中区、東区、西区、南区、北(三方原地域のみ) → 中央区へ
北区、浜北区 → 浜名区へ



お詫びと訂正
 第五五二号（令和六年一月一日発行）八頁の「春の叙勲・褒章」についてですが、正しくは「秋の叙勲・褒章」です。深くお詫びして訂正します。

保護司の異動（敬称略）

死亡

（二月十五日）

（北 駿）

（二月二十三日）

（藤 枝）

（二月二日）

（浜松市浜名）

退任

（二月二十九日）

（伊豆中央）

（静岡市葵）

（三月三十一日）

（三 島）

（三 島）

（沼 津）

（南 磐 田）

（南 磐 田）

米 山 博 幾	小 林 和 彦	外 狩 正 典	坂 本 帆 哲	四 條 美 帆	海 野 貴 貴	石 井 広 美	星 谷 盛 安	太 田 啓 子	水 谷 尚 禎
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------



静岡保護観察所職員人事異動

転出（令和6年4月1日付け）

（現）	氏 名	転 出 先
統括保護観察官	大 宮 巧	宇都宮保護観察所企画調整課長
統括社会復帰調整官	野 村 祥 平	横浜保護観察所統括保護観察官
主任保護観察官	大 倉 雄 平	東京保護観察所統括保護観察官
上席社会復帰調整官	平 川 孝 昭	東京保護観察所統括社会復帰調整官
保護観察官（浜松）	市 場 徳 志	神戸保護観察所統括保護観察官
庶務係長	鈴 木 勇 治	前橋保護観察所保護観察官
保護観察官	里 見 董	水戸保護観察所保護観察官
社会復帰調整官	菊 地 大 仁	新潟保護観察所社会復帰調整官
庶務係事務官	飯 澤 早 紀	関東地方更生保護委員会会計課事務官
会計係長	盛 山 綱 生	退職（3月31日付け）
保護観察官（浜松）	齋 藤 暁 子	再任用満了

転入・新規採用等（令和6年4月1日付け）

（新）	氏 名	転 入 元
統括保護観察官	石 原 久 司	新潟保護観察所統括保護観察官
統括社会復帰調整官	小野田 卓 章	前橋保護観察所統括社会復帰調整官
庶務係長	笠 原 修 猛	東京保護観察所保護観察官
会計係長	大 岩 友	関東地方更生保護委員会会計課保護観察官
保護観察官	古 田 崇寿佳	さいたま保護観察所保護観察官
保護観察官（浜松）	岩 木 賢 一	赤城少年院法務教官
保護観察官（浜松）	和 田 美 祈	新潟保護観察所保護観察官
保護観察官	石 井 菜々子	横浜保護観察所法務事務官
社会復帰調整官	栗 田 俊 之	名古屋保護観察所首席社会復帰調整官
庶務係事務官	藤 卷 裕太郎	新規採用
社会復帰調整官	島 田 里 美	新規採用（5月1日付け）

内部異動（令和6年4月1日付け）

（新）	氏 名	異 動 元
首席保護観察官	近 藤 大 介	統括保護観察官